

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	芦屋市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、予防接種事業において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和3年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	市民に対する感染症の予防とまん延の予防を図るため各種予防接種を実施するにあたり、予防接種法または、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実施 2. 健康被害救済事務 3. 予防接種費用徴収 4. 予防接種に関する記録の作成 5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 6. 新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種記録システム(VRS)での予防接種対象者と発行した接種券情報の登録、接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供、及び予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)別表第1の10の項及び93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の16の2・17・18・19・115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報照会の根拠) 第13条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・健康部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14番9号 芦屋市役所 こども・健康部健康課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②	越智 恭宏	近田 真	事後	
平成30年4月1日	I-5-②	近田 真	細井 洋海	事後	
平成31年4月1日	表紙 評価実施機関名	芦屋市	芦屋市長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長の役職名	細井 洋海	健康課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども・健康部健康課	〒659-0051 兵庫県芦屋市呉川町14番9号 芦屋市役所 こども・健康部健康課	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	【様式変更に伴う記載内容追加】	事後	
令和3年1月7日	I-1-②	IV リスク対策	市民に対する感染症の予防とまん延の予防を図るため各種予防接種を実施するにあたり、予防接種法または新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実施 2. 健康被害救済事務 3. 予防接種費用徴収 4. 予防接種に関する記録の作成 5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年1月7日	I-4-②	番号法（平成25年5月31日法律第27号）第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報照会の根拠）別表第2の17・18・19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（別表第2における情報照会の根拠）第13条	番号法（平成25年5月31日法律第27号）第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報照会の根拠）別表第2の16の2・17・18・19・115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（別表第2における情報照会の根拠）第13条	事前	
令和3年1月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	
令和3年1月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	
令和3年2月3日	I-3	1 番号法（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用の範囲）別表第1の10の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条	1 番号法（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用の範囲）別表第1の10の項及び93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10条	事前	
令和3年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	市民に対する感染症の予防とまん延の予防を図るため各種予防接種を実施するにあたり、予防接種法または、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実施 2. 健康被害救済事務 3. 予防接種費用徴収 4. 予防接種に関する記録の作成 5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	市民に対する感染症の予防とまん延の予防を図るため各種予防接種を実施するにあたり、予防接種法または、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実施 2. 健康被害救済事務 3. 予防接種費用徴収 4. 予防接種に関する記録の作成 5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 6. 新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種記録システム（VRS）への予防接種対象者と発行した接種券情報の登録、及び接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合番号利用連携サーバ、中間サーバ、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第1の10の項及び93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び第5号(委託先への提供)	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第1の10の項及び93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年4月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	市民に対する感染症の予防とまん延の予防を図るため各種予防接種を実施するにあたり、予防接種法または、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実施 2. 健康被害救済事務 3. 予防接種費用徴収 4. 予防接種に関する記録の作成 5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 6. 新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者と発行した接種券情報の登録、及び接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供	市民に対する感染症の予防とまん延の予防を図るため各種予防接種を実施するにあたり、予防接種法または、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実施 2. 健康被害救済事務 3. 予防接種費用徴収 4. 予防接種に関する記録の作成 5. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 6. 新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種記録システム(VRS)での予防接種対象者と発行した接種券情報の登録、接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供、及び予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第1の10の項及び93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び第5号(委託先への提供)	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第1の10の項及び93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)別表第2の16の2・17・18・19・115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報照会の根拠)第13条	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報照会の根拠)別表第2の16の2・17・18・19・115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報照会の根拠)第13条	事後	